

子育てに関する支援 1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
福島市	ない							低い	ある	-	1 福島型給食推進事業 (副食費の負担軽減として、1,000円の減額。) 2 多子世帯負担軽減事業(市町村民税所得割額が78,000~183,000円未満の世帯で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間の子どもが2名以上いる場合、最年長から順に2人目半額・3人目以降無料。)	-	-
会津若松市	ない							低い	ある	ない	3号認定こどもの保育料の軽減措置について、多子世帯軽減の第一子の基準範囲を小学校3年生まで拡大	ない	ない

子育てに関する支援 1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免						
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容				
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども)	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園	
郡山市	ない							低い	ある		世帯の市民税所得割額が133,000円未満の世帯の第一子児童に係る保育料の無料化・軽減を実施 18歳未満の兄弟が2人以上いる3歳未満の児童に係る保育料を軽減	18歳未満の兄弟が1人以上いる満3歳未満の児童に係る保育料に対し補助 世帯の市民税所得割額が133,000円未満の世帯の第一子児童に係る保育料の無料化・軽減を実施		
いわき市	ある						・赤ちゃん絵本プレゼント事業 対象者及び受給資格者は出産支援金と同じ。 1歳の誕生祝いに、父又は母が4種類の絵本の中から選択した1冊を、市から送付する。	低い	ある		18歳に満たない者が3人以上いる世帯で、年長の児童から数えて第3子以降で、かつ3歳未満の児童が市の認可施設を利用する際の負担額の軽減			

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども)	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
白河市	ある		クーポン券 3万円分	クーポン券 3万円分	クーポン券 3万円分	クーポン券 3万円分	本市に住民登録がある0歳児から3歳児の保護者にクーポン券を交付する。クーポン券は、市内の取扱店舗でオムツやミルクなどの購入時に使用できる。	低い	ある	18歳以上であっても、学生であるならば、多子軽減の兄弟のカウントに含める。	18歳以上であっても、学生であるならば、多子軽減の兄弟のカウントに含める。	無し	無し
須賀川市	ある	年額6万円	0歳児に6万円分の商品券	0歳児に6万円分の商品券	0歳児に6万円分の商品券	0歳児に6万円分の商品券	市内に住所を有し、引き続き居住する意思のある者	低い	ない				

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
喜多方市	ない							低い	ある		多子世帯保育料軽減に市がさらに上乗せ補助	多子世帯保育料軽減に市がさらに上乗せ補助	
相馬市	ない							低い	ある		保護者等の所得により、現行の保育料を40%または20%減額 ①市県民税所得割額が97,000円未満の世帯 ⇒ 40%軽減 (年収※約470万円未満の世帯) ②市県民税所得割額が97,000円以上の世帯 ⇒ 20%軽減 (年収※約470万円以上の世帯) ※年収の表示はあくまで目安。		

子育てに関する支援 1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
二本松市	ない							低い	ある		<p>【3号認定】 第1子は、月額5,000円又は全額助成(低所得者世帯) 第2子以降は、全額助成(※所得により第2子とする定義は異なる。)</p>	<p>第2子以降は全額助成 ※所得により月額5,000円上限</p>	
田村市	ない							低い	ある	<p>3号認定0歳～2歳までのすべての第3子以降の児童を対象に保育料を無償としている。</p>	<p>3号認定0歳～2歳までのすべての第3子以降の児童を対象に保育料を無償としている。</p>	<p>3号認定0歳～2歳までのすべての第3子以降の児童を対象に保育料を無償としている。</p>	

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども)	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
南相馬市	ある	月額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	市内に住所を有し、かつ居住している者で満3歳に達する日までの乳幼児(0~2歳)を養育している者	低い	ある	給食費保護者負担分について軽減及び助成を実施	・0~2歳児について、市独自の制度により保育料無料 ・3~5歳児の給食費保護者負担分について軽減及び助成を実施	市内に住所を有し、市内の認可外保育施設を利用している保護者に対し助成 3歳未満児の非課税世帯 42,000円/月 上記以外 37,000円/月	該当なし
伊達市	ある						1歳~3歳になる子どもに知育絵本をプレゼント。対象となる子どもの家庭へ絵本注文チケットを郵送。チケットが届いたらWebから注文。	低い	ある		国基準より低い保育料を設定している。		

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども)	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
本宮市	ない							低い	ある	なし ※国の幼児教育・保育の無償化により保育料無料	・第1子:市民税所得割額非課税世帯…保育料無料、その他の世帯…5,000円減免 ・第2子:(就学前施設同時入所で第1子が0~2歳児の場合)…保育料無料、それ以外の場合…5,000円減免	0~2歳児については、公立保育所と同等の助成(ただし、公立保育所保育料を上回らない範囲)	なし ※国の幼児教育・保育の無償化により保育料無料
桑折町	ない							低い	ない				

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども)	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
国見町	ない							低い	ない				
川俣町	ない							低い	ある	幼稚園・保育園同時に就園している場合、第2子に、納付した保育料を限度とし、月額3,000円を上限に「保育奨励金」として支給。第3子については無料。ただし、保育料に未納がある場合は支給しない。			

子育てに関する支援 1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
大玉村	ある	1万円/月			30万円祝金	30万円祝金	月額・年額欄に対する条件)保育施設等を利用していない対象乳幼児(6ヶ月～1歳)を在宅で育児している保護者※その他要件有り	低い	ある	・スクールバス使用料の無料	・入所時点で保護者及び児童が大玉村に住所がある場合の保育料無料		
鏡石町	ない							低い	ある	副食費無償	副食費無償		

子育てに関する支援 1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免						
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容				
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども)	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園	
天栄村	ない							低い	ある	村内に住所を有する者は村立幼稚園の入園料、授業料が無料。				
下郷町	ない							低い	ある		・2歳児以上の保育料無償化 ・給食費無料 どちらも所得制限なし			

子育てに関する支援 1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども)	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
檜枝岐村	ある	月額3,000円	月額3,000円	月額3,000円	月額3,000円	月額3,000円	三歳児未満の児童1人につき、月額3,000円支給。村に住所を有する三歳未満の乳幼児を扶養し、引き続き永住見込みの保護者	低い	ない				
只見町	ある	年額	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	母子・父子世帯の児童	低い	ある		全て無償化		

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
南会津町	ない							低い	ある	副食費無償	副食費無償		
北塩原村	ない							低い	ある	無料	18歳に満たない者が3人以上いる世帯で、年長の児童から数えて第3子以降で、かつ0～2歳児であるの児童の保育料を助成	月額保育料1/2 (上限15,000円)を助成する。	

子育てに関する支援 1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
西会津町	ある	社会保険等の育児休業手当を受給していない方で、町内の保育施設を利用していない2歳未満の児童	10,000	10,000	10,000	10,000	社会保険等の育児休業手当を受給していない方で、町内の保育施設を利用していない2歳未満の児童	低い	ある	無料	無料		
磐梯町	ない							低い	ある	3歳以上は幼稚園に入園させるとともに、幼稚園保育料は無料とする。	多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、第1子の範囲を中学校卒業までの子に拡大し、なおかつ第2子以降の保育料を免除にする。(税金等の収納状況の確認あり)	なし	なし

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども)	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
猪苗代町	ない							低い	ない				
会津坂下町	ない							低い	ない				

子育てに関する支援 1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
湯川村	ない							低い	ない				
柳津町	ある		小学校入学時商品券30,000円 中学校入学時商品券50,000円	小学校入学時商品券30,000円 中学校入学時商品券50,000円	小学校入学時商品券30,000円 中学校入学時商品券50,000円	小学校入学時商品券30,000円 中学校入学時商品券50,000円	小学校及び中学校に入学する年度の4月2日現在において、入学対象となる子又は、父母(養父母)のどちらかが1年以上前から当町に住所を有していること(転入により1年未満の者は、1年経過後に申請可) 対象となる子の父母(養父母)に町税等の滞納がないこと	低い	ある	対象施設無	所得・児童の年齢を問わず保育料を無料化	対象施設無	対象施設無

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
三島町	ない							低い	ある	ない (管内に対象施設なし)	町内の保育所に入所する2号、3号認定者全員の保育料を無料としている。	ない (管内に対象施設なし)	ない (管内に対象施設なし)
金山町	ない							低い	ある	対象施設無し	保育料無料		

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども)	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
昭和村	ない							低い	ある	保育料無料 給食費無料	保育料無料 給食費無料		
会津美里町	ない							低い	ある		3号認定のみ 保育料の軽減措置(2子目半額・3子目無償)		

子育てに関する支援 1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
西郷村	ない							低い	ある	-	村独自の軽減率で実施 (添付資料 1)	-	-
泉崎村	ある					乳幼児一人当たり5千円 ・第2子以降に生まれた3歳までの乳幼児 ・保育施設サービスを受けていない乳幼児	低い	ある	幼稚園保育料、バス使用料、給食費無償 ・村税等に滞納がないこと	第2子以降保育料減免 ・高年齢順に上から2番目以降の児童 ・村税等に滞納がないこと ・所得の合計が780万円を超えないこと			

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども)	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
中島村	ない							低い	ある	幼稚園保育料、バス使用料、給食費無償 ・村税等に滞納がないこと	第2子以降保育料減免 ・高年齢順に上から2番目以降の児童 ・村税等に滞納がないこと ・所得の合計が7,800,000円を超えないこと		
矢吹町	ない							低い	ある		第3子以降無料化		

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
棚倉町	ない							低い	ある		第2子1/3、第3子以降無料 (小学校就学前の兄弟を最年長者とし、第1子、次の子を第2子と数える)		
矢祭町	ある	10年間で合計50万円	なし	なし	2歳～11歳までの10年間5万円ずつで50万円	2歳～11歳までの10年間5万円ずつで50万円	・誕生日の翌月に支給 ・当該児童が、矢祭町に住所を有しなくなった場合は支給しない						

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免						
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容				
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園	
埴町								低い	ある	保護者負担金無償				
鮫川村	ない							低い	ある	給食費無償化	給食費無償化 3号認定は保育料が国基準の半以下			

子育てに関する支援 1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども)	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
石川町	ある	月額 10,000円					保育施設等を利用していない対象乳幼児。(6ヶ月～3歳)を在宅で育児している保護者 ※その他要件有	低い	ある	国の基準より低い設定 H30年度から 1号認定の子どもの保育料原則無料	国の基準より低い設定 H30年度から 2号認定の子どもの保育料を軽減		
玉川村	ある	一人当たり 月額5,000円	月5,000円	月5,000円	月5,000円	月5,000円	①保護者が村に住所を有し1年以上居住していること ②保護者が児を養育していること ③保護者及び保護者と生計を一にする者が村税等を滞納していないこと ④満3歳の誕生日を迎える月まで支給	低い	ある	完全無償化	・2号認定については完全無償化 ・災害により被災した児童の居住していた住家の被災状況により保育料の一部または全部を減免		

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども)	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
平田村	ある		・小中学校入学祝金 50,000円 ・中学校入学特別支援金 30,000円	・小中学校入学祝金 50,000円 ・中学校入学特別支援金 30,000円	・小中学校入学祝金 50,000円 ・中学校入学特別支援金 30,000円	・小中学校入学祝金 50,000円 ・中学校入学特別支援金 30,000円	本村に住所を有し、3か月以上養育している者	低い	ある	幼児教育保育の無償化により、保育料0円のため独自軽減はなし	2号は幼児教育保育の無償化により、保育料0円のため独自軽減はなし。 3号は全年齢無償化。	施設等利用給付を実施	該当施設なし
浅川町	ない							低い	ある	町内に住所がある場合授業料の免除			

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども)	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
古殿町	ない							低い	ある	全園児、給食費無料	全園児、給食費無料	該当施設無し	該当施設無し
三春町	ある			5,000円 (在宅で養育) ※施設利用児についても助成あり。	5,900円 (在宅で養育) ※施設利用児についても助成あり。	5,900円 (在宅で養育) ※施設利用児についても助成あり。	18歳以下の子どもを2人以上養育している世帯の第2子以降の乳幼児。(第2子は、町民税非課税又は均等割割のみ納付する世帯)	低い	ある	幼児教育保育の無償化により、保育料0円のため独自軽減はなし	2号は幼児教育保育の無償化により、保育料0円のため独自軽減はなし。 3号は、18歳以下の子どもを複数養育している世帯において、18歳以下の第2子の保育料半額、第3子以降の保育料無償及び市町村民税非課税と所得割非課税世帯の第2子は、保育料無償。	幼児教育保育の無償化により、保育料0円のため独自軽減はなし	

子育てに関する支援 1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子 給付額 (円)	第二子 給付額 (円)	第三子 給付額 (円)	第四子以降 給付額 (円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
小野町	ある		①2万円(年額) ②1,800円(月額) ③3万円 ④3万円	①2万円(年額) ②1,800円(月額) ③3万円 ④3万円	①2万円(年額) ②1,800円(月額) ③3万円 ④3万円	①2万円(年額) ②1,800円(月額) ③3万円 ④3万円	①満1・2歳 育児世帯支援給付金 ②小学校就学前の3年間栄養費助成 ③小学校入学祝金 ④中学校入学祝金	低い	ある	第2子半額、第3子以降無料 ※第2子及び第3子以降の区分については、同一世帯において満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子の中で、最も年長の者を第1子とし、以下順に年齢が小さくなるごとに第2子、第3子以降の子とする。	第2子半額、第3子以降無料 ※第2子及び第3子以降の区分については、同一世帯において満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子の中で、最も年長の者を第1子とし、以下順に年齢が小さくなるごとに第2子、第3子以降の子とする。		
広野町	ない							低い	ある	第3子以降無料 第3子以降の区分については、同一世帯において満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子のなかで最も年長の者を第1子とし、以下順に年齢が小さくなるごとに、第3子以降の子とする。			

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども)	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
檜葉町	ない							低い	ある	町の住民基本台帳に登録されている児童の場合、給食費免除	【2号認定】 町の住民基本台帳に登録されている児童の場合、給食費免除 【3号認定】 町の住民基本台帳に登録されている児童の場合、保育料免除		
富岡町	ない							低い	ある	・保育料無償	・保育料無償 ・町外避難者へは保育料助成	・町外避難者へは保育料助成	

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
川内村	ある	月額	20,000	20,000	20,000	20,000	保育施設等を利用していない幼児(1歳~3歳未満)を在宅で育児している保護者 ※その他要件有	低い	ある	保育料全額助成(所得制限なし) *一定の条件あり	保育料全額助成(所得制限なし) *一定の条件あり		
大熊町	ない							低い	ない				

子育てに関する支援 1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
双葉町	ない							ほぼ同額	ある		当町に住居登録があり、避難先で保育施設等に入所している方へ、保育料のみ助成。	当町に住居登録があり、避難先で保育施設等に入所している方へ、保育料のみ助成。 (ただし、保育に欠ける場合のみ)	
浪江町	ない							低い	ある	・町立認定こども園 減免措置あり ・避難先の保育所等 基本月額保育料を助成	基本月額保育料を助成		

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
葛尾村	ない							低い	ない				
新地町	ある	月額5,000円 または 10,000円で 年2回支給					小川定住促進住宅(15歳以下の子どもを養育している)で家賃を完納している世帯主。若者定住促進住宅(12歳以下の子どもを養育している)で家賃を完納している世帯主。	低い	ある		①同一生計の世帯から町内保育所に2人以上入所している場合、2人目以降の保育料は無料。 ②保育料軽減助成金として月3,000円を支給		

子育てに関する支援 1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低いか	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども)	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
飯舘村	ない							低い	ある	保育料無料	おやつ代以外の保育料無料		
市町村合計	19							49					

保育標準時間保育料徴収金基準額及び入力階層一覧表

単位：円

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児童			3歳以上児
国階層区分	階層区分	定義	満額 (1人目)	1/2 (2人目)	無料 (3人目)	
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0
2	B	村民税非課税世帯	0	0	0	0
3	C1	所得割課税額24,300円未満	8,800	4,400	0	0
	C2	所得割課税額24,300円以上 48,600円未満	9,400	4,700	0	0
4	D1	所得割課税額48,600円以上 64,700円未満	12,600	6,300	0	0
	D2	所得割課税額64,700円以上 80,900円未満	16,600	8,300	0	0
	D3	所得割課税額80,900円以上 97,000円未満	20,600	10,300	0	0
5	D4	所得割課税額97,000円以上 121,000円未満	25,000	12,500	0	0
	D5	所得割課税額121,000円以上 145,000円未満	28,200	14,100	0	0
	D6	所得割課税額145,000円以上 169,000円未満	31,200	15,600	0	0
6	D7	所得割課税額 169,000円以上 213,000円未満	34,200	17,100	0	0
	D8	所得割課税額213,000円以上 257,000円未満	36,200	18,100	0	0
	D9	所得割課税額257,000円以上 301,000円未満	38,200	19,100	0	0
7	D10	所得割課税額 301,000円以上 349,000円未満	40,000	20,000	0	0
	D11	所得割課税額 349,000円以上 397,000円未満	44,000	22,000	0	0
8	D12	所得割課税額397,000円以上	48,000	24,000	0	0

年齢基準日：令和4年3月31日

階層区分の認定について

- ① 保育料は、4月～8月分は前年度の父母およびそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者)の村民税所得割の合計額、9月～翌年3月分は当年度の村民税所得割の合計額によって決定いたします。ただし、保育料の算定においては寄付金税額控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除等は適用されません。
- ② 父母のいずれも村民税(所得割・均等割)が課税されておらず、祖父母と同居している場合は、祖父母のどちらか一方(最多収入・最多納税者)を「家計の主宰者」と認定し、その方の村民税所得割額で階層認定します。
- ③ 適用する年齢については、当該年度の初日の前日(3月31日)現在の満年齢を適用します。よって、年度の途中で誕生日を迎え年齢が変わっても、その年度内は保育料に変更はありません。
※当該年度の3月31日時点で2歳だった児童が年度途中で誕生日を迎え3歳となった場合でも、保育料は無料にはなりません。

課税額に変更があった場合

課税額に変更があった場合は、福祉課子ども施設係へご連絡ください。課税額が変わったことを確認させていただき、確認が取れた月の翌月から保育料が変更となります。

延長保育料について

各保育園ごとに定められた保育標準時間・保育短時間の時間帯を超えて保育園へ預けた場合には、上記または裏面の料金に加え、延長料金がかかります。延長料金は、保育園ごとに異なります。各保育園ごとの保育標準時間・保育短時間は、別紙「保育園の概要」をご確認ください。

裏面は、「保育短時間保育料」と「保育料の軽減」について記載してあります。

保育短時間保育料徴収金基準額及び入力階層一覧表

単位：円

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児童			3歳以上児
国階層区分	階層区分	定義	満額 (1人目)	1/2 (2人目)	無料 (3人目)	
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0
2	B	村民税非課税世帯	0	0	0	0
3	C1	所得割課税額24,300円未満	8,200	4,100	0	0
	C2	所得割課税額24,300円以上 48,600円未満	8,800	4,400	0	0
4	D1	所得割課税額48,600円以上 64,700円未満	11,800	5,900	0	0
	D2	所得割課税額64,700円以上 80,900円未満	15,600	7,800	0	0
	D3	所得割課税額80,900円以上 97,000円未満	19,200	9,600	0	0
5	D4	所得割課税額97,000円以上 121,000円未満	22,000	11,000	0	0
	D5	所得割課税額121,000円以上 145,000円未満	24,800	12,400	0	0
	D6	所得割課税額145,000円以上 169,000円未満	27,600	13,800	0	0
6	D7	所得割課税額 169,000円以上 213,000円未満	30,200	15,100	0	0
	D8	所得割課税額213,000円以上 257,000円未満	31,800	15,900	0	0
	D9	所得割課税額257,000円以上 301,000円未満	33,400	16,700	0	0
7	D10	所得割課税額 301,000円以上 349,000円未満	34,800	17,400	0	0
	D11	所得割課税額 349,000円以上 397,000円未満	38,000	19,000	0	0
8	D12	所得割課税額397,000円以上	41,000	20,500	0	0

年齢基準日：令和4年3月31日

保育料の軽減について

- ① 母子・父子家庭や在宅障がい児（者）がいる世帯の場合は、次のとおり軽減されます。

C階層に属する世帯の場合には、1人目は標準時間3,800円・短時間3,400円、2人目は無料としています。

D1階層およびD2階層のうち所得割課税額が77,101円未満に属する世帯の場合には、1人目は標準時間3,800円・短時間3,400円、2人目は無料としています。

※在宅障がい児（者）の範囲：児童またはその父母まで

- ② 生計を同一とするお子さんが複数いる場合は次のとおり軽減されます。

C階層およびD1階層のうち所得割課税額が57,700円未満に属する世帯の場合は、入園児が生計同一の範囲内において2人目に当たる場合は、1/2に減額。

D1階層のうち所得割課税額が57,700円以上に属する世帯およびD2階層以上の世帯の場合は、入園児が生計同一の範囲内において、保育園や幼稚園等に入園している児童のみで数えて2人目に当たる場合は、1/2に減額。

すべての階層において、入園児が生計同一の範囲内で3人目以降の場合は、無料。